別記様式第七（表面）中「第23条」を「第25条」に、「沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練」を「雇用保険法第６条第５号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの」に改める。

別記様式第八の二（表面）中

就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数	

を

就業手当支給日数	

に改める。

別記様式第九（表面）中「(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)」を「(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)」に改め、同様式（裏面）２中「受給資格者証」を「受給資格証」に改め、同様式（裏面）３を次のように改める。

３　⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するものの番号（２以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

(1)　健康保険法による傷病手当金

(2)　労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付

(3)　船員法による傷病手当

(4)　国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付

(5)　国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6)　国民健康保険法による傷病手当金

(7)　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付

(8)　公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

別記様式第九の二（その一）(表面）及び別記様式第九の二（その二）(表面）中高年齢受給資格者欄の次に次の一欄を加える。

退　職　事　由	

別記様式第十（その一）(第一面）及び別記様式第十（その二）(第一面）中特例受給資格者欄の次に次の一欄を加える。

退　職　事　由	

別記様式第十の二を次のように改める。